

陸 無 第 18 号

平成27年5月25日

会 員 各 位

一般社団法人 全国陸上無線協会

会長 川 田 隆 賀



平成27年度電波利用環境保護周知啓発強化期間について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の事業に格別のご協力とご支援いただいており、厚くお礼を申し上げます。

さて、総務省では来る6月1日から6月10日までの間、不法無線局による混信その他の妨害から重要無線通信をはじめとする無線通信の利用者を保護し、良好な電波利用環境の整備を推進するため、電波利用に関する周知啓発活動を集中的に実施するとともに、不法無線局の取締りを強化することとしています。

この強化期間について、総務省 総合通信基盤局長から当協会に対し、別添のとおり協力要請がありましたので、会員各位におかれましてもこの趣旨をご理解いただき、適正な無線局の運用を図る等、免許人等への周知啓発方よろしくお願い申し上げます。

敬具

総基視第56号  
平成27年5月18日

一般社団法人 全国陸上無線協会会長 殿

総務省  
総合通信基盤局長



拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、情報通信行政に対し深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、情報通信技術の一層の発展を受け、電波利用の機会は増加の一途を辿っており、一般国民が電波を使用した機器に接する機会が増大しております。

このような中で、電波利用秩序を維持し、誰もが安心して電波を利用でき、電波を利用したサービスを受けられる環境を維持することはますます重要になってきております。

しかしながら、依然として不法無線局は多数存在しており、当省に寄せられる混信妨害申告が多数寄せられているところです。

こうした状況から、当省としては、不法無線局による混信その他の妨害から重要無線通信をはじめとする無線通信の利用者を保護し、良好な電波利用環境の整備を推進するため、平成27年度においても、別紙の実施要領のとおり、電波利用に関する周知・啓発活動を集中的に実施するとともに、不法無線局の取締りを強化することとしております。また、それに伴い「不法無線局対策強化期間」を別紙のとおり設定しております。

つきましては、貴協会におかれましても、引き続き格段の御配意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

## 平成 27 年度電波利用環境保護周知啓発強化期間実施の概要

### 1 目 的

電波利用に関する周知・啓発活動を集中的・重点的に行うとともに、不法無線局の取締りを強化することにより、正しく無線局を運用している電波利用者を、不法無線局による混信その他の妨害等から保護し、良好な電波利用環境の整備を推進することを目的とし、昭和 52 年度から毎年実施している。(平成 20 年度まで「電波利用保護期間」として実施。平成 21 年度から名称変更)

### 2 期間

平成 27 年 6 月 1 日から 6 月 10 日まで

### 3 不法無線局対策の強化

不法無線局対策については、平成 27 年 6 月 1 日から同月 30 日までを取締り強化期間として設定し、特に、重点的に実施することとする。

### 4 主 催

総務省

### 5 協力を要請する関係省庁及び関係団体（順不同）

警察庁、国土交通省、海上保安庁、受信環境クリーン中央協議会、一般社団法人全国陸上無線協会、一般社団法人全国自動車無線連合会、一般社団法人全国漁業無線協会、一般社団法人全国船舶無線協会、一般社団法人日本アマチュア無線連盟、一般財団法人日本ラジコン電波安全協会及びモータースポーツ無線協会

### 6 実施方法

#### (1) 周知・啓発活動

平成 27 年 6 月 1 日から同年 6 月 10 日までの期間を中心に下記の周知・啓発活動を重点的に実施する。

- ア 新聞、専門紙による周知・啓発
- イ ポスター及びリーフレットによる周知・啓発
- ウ 公共交通機関及び駅等を活用した周知・啓発
- エ 自治体、関係団体の広報誌等を活用した周知・啓発
- オ 局所内外の施設を活用した周知・啓発
- カ 報道機関の活用

#### (2) 不法無線局対策等の強化

不法無線局の対策については、平成 27 年 6 月 1 日から同月 30 日までを取り締まり強化期間として設定し、重点的に実施することとし、電波監視体制の強化を図るものとする。